

使役を表す「ようにする」「ようにさせる」

金 熹 成

1. はじめに

現代日本語の使役構文といえば、一般に(1)のような「動詞＋(さ)せる」による文があげられる。しかし、「動詞＋(さ)せる」による使役構文はその対象が形態的に動詞に限られるばかりでなく、意味的にも状態はその対象から外される。例えば、(2a)の「太郎は楽譜が読める」という状態を「先生」が引き起こすという状況を表そうとするなら、(2b)の「動詞＋(さ)せる」では表すことができないが、(2c)や(2d)の「ようにする」「ようにさせる」構文では表すことができる。また、(3a)の「太郎が煙草を吸わない」という状態を「医者」が引き起こすという状況を表すには、(3b)、(3c)の「～くする」「～くさせる」構文は用いることができないが、(3d)、(3e)の「ようにする」「ようにさせる」構文は用いることができる。このように、「ようにする」「ようにさせる」構文は「動詞＋(さ)せる」構文や「～くする」「～くさせる」構文では表しきれない部分を表しており、他動詞構文・使役構文として重要な役割を担っていると考えられる。¹⁾そして、状態を使役の対象にすることができるという点においても注目すべきである。

- (1) a. 太郎が本を読む。
b. 先生が太郎に本を読ませる。
- (2) a. 太郎は楽譜が読める。
b. *先生は太郎に楽譜を読めさせる。
c. 先生は太郎が楽譜を読めるようにする。
d. 先生は太郎に楽譜を読めるようにさせる。
- (3) a. 太郎は煙草を吸わない。
b. *医者は太郎を煙草を吸わなくする。
c. ?? 医者は太郎に煙草を吸わなくさせる。
d. 医者は太郎が煙草を吸わないようにする。
e. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせる。

以下、本稿では「ようにする」「ようにさせる」構文を取り上げ、その構文的特徴と意味的特徴について考察を行う。構文的特徴に関しては、「ようになる」「ようにする」「よ

うにさせる」が自他と使役の関係にあることを述べ、意味的特徴に関しては、「ようにする」「ようにさせる」構文が未実現の状態変化を表すことを述べる。

2. 「ようにする」「ようにさせる」の構文的特徴

2.1. 他動化形式・使役化形式の「ようにする」「ようにさせる」

「ようにする」「ようにさせる」は、「ように」と「する」「させる」が結合した形式である。比況の助動詞「ようだ」の連用形であるとされる「ように」は、「ようにする」「ようにさせる」構文において補文化辞としての役割を担っている。例えば、次の(4)では「ように」が「太郎が煙草を吸わない」を補文化しており、(4)は主文の「医者が～ようにする」「医者～ようにさせる」と補文の「太郎が煙草を吸わない」で構成される複文構造をなしている。

- (4) a. 医者は [太郎が煙草を吸わない] ようにする。
- b. 医者は [太郎に煙草を吸わない] ようにさせる。

(4a)や(4b)は「医者」が何らかの働きかけをして、「太郎が煙草を吸わない」という状態を引き起こすという状況を表しており、主文の事態と補文の事態の間には因果関係が成り立っている。本稿では、(4)のように主文の事態と補文の事態に因果関係が成り立つ場合、「ようにする」を他動化形式、「ようにさせる」を使役化形式とみなすことにする。そして、(4a)の「ようにする」構文を他動詞構文、(4b)の「ようにさせる」構文を使役構文と呼ぶことにする。「ようにする」構文を使役構文(本稿でいう他動詞構文)と見なす研究には小出(1994)がある。小出(1994)では、「ようにする」構文を使役構文として認めるための条件として、「主文主語と補文主語が異なる」ことをあげている。例えば、次の(5)のように、主文主語(私)と補文主語(子どもたち)が異なる場合は、使役構文と捉えることができるが、次の(6)のように主文主語と補文主語が、「私」「私」、「彼」「彼」のように、同一の場合は自己に向かう使役となり、それは再帰的表現につながるとしている。そして、意味的には自分自身の決意、決心、計画を表すと述べている。

- (5) 私は子どもたちが毎日牛乳を飲むようにした。(使役)
- (6) a. 私は [私が] 毎日野菜を食べる] ようにした。(再帰)
- b. 彼は [彼が] 会社に抗議する] ようにした。(再帰) 小出(1994)

本稿では、「ようにする」「ようにさせる」構文において、主文の事態と補文の事態の間因果関係が成り立ち、かつ小出(1994)に従い、主文主語と補文主語が異なる場合、「ようにする」構文を他動詞構文、「ようにさせる」構文を使役構文と見なすことにする。「ようにさせる」構文に関しては、小出(1994)を含めこれまで注目されてこなかっ

たが、本稿では「ようにする」構文と共に「ようにさせる」構文の構文的位置づけや意味的特徴を明らかにする。

2.2. 「ようになる」「ようにする」「ようにさせる」の自他と使役

本節では、「ようにする」と「ようにさせる」が構文的にどのように対立しているかについて考察を行う。

- (7) a. 医者は太郎が煙草を吸わないようにする。
- b. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせる。
- c. 太郎が煙草を吸わないようになる。

(7a)、(7b)は述語の形態が「ようにする」「ようにさせる」のように「する」と「させる」で対立している。一般に「する」と「させる」は使役関係にあるとされるので、(7a)を使役化したのが(7b)であることが期待される。ところが、(7b)には項の増加が見られず、しかも(7a)と(7b)は同じ項構造を持ち、意味的にもほぼ同様の事態を叙述している。したがって、(7a)と(7b)が使役関係にあるとするのは難しいと考えられる。すると、(7a)と(7b)はどのような関係にあるのかという問題が生じるが、本稿では自動詞文(7c)の「太郎が煙草を吸わないようになる」を想定することで、「ようになる」「ようにする」「ようにさせる」に自他と使役の関係が成立することに注目する。つまり、(7c)の「ようになる」と(7a)の「ようにする」は自他関係に、(7c)の「ようになる」と(7b)の「ようにさせる」は使役関係にあると考えられるのである。²⁾このような自他と使役の関係において、他動詞文「ようにする」と自動詞文の使役文「ようにさせる」は同じ項構造を持ち、ほぼ同様の事態を表す。これは「ようにする」「ようにさせる」構文に限って見られる現象ではなく、例えば、次の(8)において「集める」と「集まらせる」が同じ項構造を持ち、ほぼ同様の事態を表すのと平行している。つまり、(8a)の事態を「先生」が引き起こすことを表そうとするなら、「集まる」の他動詞形である「集める」を述語とする(8b)の他動詞文を用いることも可能であるが、「集まる」の使役形である「集まらせる」を述語とする(8c)の使役文を用いることも可能なのである。

- (8) a. 学生が集まる。
- b. 先生が学生を集める。
- c. 先生が学生を集まらせる。

以上のように「ようになる」と「ようにする」が自他関係に、「ようになる」と「ようにさせる」が使役関係にあると想定すると、「ようにする」と「ようにさせる」は使役関係にあるのではなく、それぞれ自動詞文「ようになる」の他動詞文と使役文であることが分かる。以下、実例を見ながら、「ようになる」「ようにする」「ようにさせる」におけ

る自他と使役の関係を検証することにする。

- (9) a. 彼等が二度と切支丹に近づかぬようにさせることが役人たちの狙いなのでした。 『沈黙』
b. 彼等が二度と切支丹に近づかぬようにすることが役人たちの狙いなのでした。
c. 彼等が二度と切支丹に近づかぬようになる。
- (10) a. 「それぐらいできるだろう」と言っちゃったらこちらの負け。できない選手にどうしたらできるようにさせるか、それが指導者の役目だと思いますから。 『朝日新聞 2002.1.11.』
b. 「それぐらいできるだろう」と言っちゃったらこちらの負け。できない選手をどうしたらできるようにするか、それが指導者の役目だと思いますから。
c. できない選手ができるようになる。
- (11) a. ハワイ作戦の目的は、アメリカ艦隊を六ヶ月間真珠湾から出られないようにするということがあったが、「大和」や「長門」の日本の主力部隊も、ミッドウェー作戦まで、まる六ヶ月間、ほとんど柱島の泊地を動かなかった。 『山本五十六』
b. ハワイ作戦の目的は、アメリカ艦隊を六ヶ月間真珠湾から出られないようにさせるということであったが、「大和」や「長門」の日本の主力部隊も、ミッドウェー作戦まで、まる六ヶ月間、ほとんど柱島の泊地を動かなかった。
c. アメリカ艦隊が六ヶ月間真珠湾から出られないようになる。

(9a)、(10a)の「近づかぬようにさせる」「できるようにさせる」は、(9b)、(10b)のように「近づかぬようにする」「できるようにする」に交替させても項構造に変化が生じない。しかも、両者はほぼ同様の事態を表す文として成立している。そして、(9a)、(9b)は(9c)の自動詞文「近づかぬようになる」と自他と使役の関係に、(10a)、(10b)は(10c)の自動詞文「できるようにする」と自他と使役の関係にあることが分かる。また、(11)では「出られないようにする」を「出られないようにさせる」に交替させているが、(9)、(10)と同様の現象が観察される。以上から、「ようになる」と「ようにする」は自他関係に、「ようになる」と「ようにさせる」は使役関係にあることが確かめられる。

それでは、ここで「する」の使役形が「させる」であることから、次の(12a)の補文として、(12b)を想定することはできないのかについて考えてみることにする。

- (12) a. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせる。(7)の再掲
b. 太郎が煙草を吸わないようにする。

(12b)が(12a)の補文として成立するためには、(12b)は「太郎」が「煙草」を吸わない主体であるという解釈が可能でなければならない。そのような解釈を導き出すためには、(12b)を「太郎」の決心・決意を表す文として捉えなければならないが、それは(12b)に主文主語と補文主語が同一である再帰構文の構造を想定することになる。すると、(12a)と(12b)には、次の(13a)と(13b)が示すように、項の増加が見られなくなるので、(12a)と(12b)の使役関係は否定されることになる。

- (13) a. 医者 は [太郎に煙草を吸わない] ようにさせる。
- b. 太郎 が [太郎が煙草を吸わない] ようにする。

3. 「ようにする」「ようにさせる」の意味的特徴

3.1. 結果を表す「ように」

本節では、「ようにする」「ようにさせる」構文がどのような意味的特徴を持つかについて考察する。考察に入る前に、まず「ようにする」「ようにさせる」の「ように」の意味について先行研究に基づき考えてみることにする。

永野(1969)では、現代語の「ようだ」の原型は古典語の「やうなり」であり、「やうなり」は、体言「やう(様)」に断定の助動詞「なり」が接続した連語であるとしている。そして、その意味は「……の状態である」「……と同じ様子である」とし、「ようだ」の意味を、さらに「比喩」「内容の指示」「目的」「例示」「不確かなまま、遠回しの断定」「願い・希望」「軽い命令」に下位分類している。

石川(1988)では、「ように」の意味について、目的を表す「ために」と「ように」の比較考察の中で次のように述べている。「ために」は「自分の意志で直接コントロール出来る目的」を表し、「ように」は、「自分の意志で直接コントロール出来ない目的」を表す。例えば、次の(14a)のように、「出る」が自分自身の外に出るという意志的動作を表している場合には「ために」が使われ、(14b)のように、自分の意志的な動作ではない肩が外に出るという結果や変化には「ように」が使われると述べている。

- (14) a. 部屋から出るために、裏のドアを開けた。
- b. 肩の部分が出るように、デザインを変えた。(石川1988)

以上の先行研究を踏まえると、「ようにする」「ようにさせる」の「ように」は、目的や結果を表す用法と最も深く関連しているのではないかと考えられる。つまり、「ように」は統語的には補文化辞としての役割を担いながら、意味的には補文で表される事態が他動化・使役化の結果であることを示していると考えられる。

3.2. 未実現の状態変化を表す「ようにする」「ようにさせる」

3.1. 節では、「ようにする」「ようにさせる」構文における「ように」節が、他動化・使役化の結果を表すと述べたが、本節ではその結果とは具体的にどのようなものであるかについて考察を進める。

「ようにする」「ようにさせる」構文は、他動化・使役化の結果、補文主語の状態変化が起こることを表すと考えられる。以下、例を見ながら検討していくことにする。

- (15) a. 先生は太郎が楽譜を読めるようにした。
b. 先生は太郎に楽譜を読めるようにさせた。
c. 太郎が楽譜を読めるようになった。
- (16) a. 医者は太郎が煙草を吸わないようにした。
b. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせた。
c. 太郎が煙草を吸わないようになった。
- (17) a. 太郎は花子が料理を作るようにした。
b. 太郎は花子に料理を作るようにさせた。
c. 花子が料理を作るようになった。
- (18) a. 界面活性剤とは、油が水に溶けるようにするものである。
b. ? 界面活性剤とは、油を水に溶けるようにさせるものである。
c. 油が水に溶けるようになる。

(15)～(18)を見ると、各例の a と b の「ようにする」「ようにさせる」構文は、補文の主語である「太郎」「花子」「油」の状態変化を表している。具体的に見ると、(15)は「太郎」は楽譜が読めなかったが、読めるようになったという「太郎」の能力の変化を、(16)は「太郎」が禁煙するようになったという「太郎」の習慣の変化を、(17)は「花子」が以前は料理を作らなかったが、作るようになったという「花子」の習慣の変化を、(18)は「油」というものは本来水に溶けないものだが、それを水に溶ける性質のものに変化させたという「油」の性質の変化をそれぞれ表している。このような状態変化の意味は、次の(19)の「動詞十(さ)せる」構文との比較からも確認することができる。つまり、(19)の「動詞十(さ)せる」構文は補文で表される一回一回の出来事が起こることは表しているが、補文主語の状態変化の実現までは表していないと考えられるからである((19a)は「読めさせた」が非文になるため、「読ませた」にしてある。また、(16b)は「吸わないようにさせる」と「吸わせない」が「否定(ない)＋使役(させ)」と「使役(させ)＋否定(ない)」で形式が異なるため比較するのは難しい)。

- (19) a. 先生は太郎に楽譜を読ませた。
b. 太郎は花子に料理を作らせた。
c. 界面活性剤とは、油を水に? 溶けさせる / 溶かすものである。

また、次のような文からも「ようにする」「ようにさせる」が表す状態変化の意味的特徴をうかがうことができる。

- (20) a. 太郎は花子が料理を作るようにした。その結果、花子は料理を作るようになった。
- b. 太郎は花子に料理を作るようにさせた。その結果、花子は料理を作るようになった。
- c. ? 太郎は花子に料理を作らせた。その結果、花子は料理を作るようになった。

ただし、ここで、注意しなければならない点がある。それは、「ようにする」「ようにさせる」が表す補文主語の状態変化というのは、未実現のものであるということである。先の(15)～(18)の例でいえば、「太郎」の能力の変化や「太郎」の習慣の変化などは、まだ実現していないということである。

- (21) a. 先生は太郎が楽譜を読めるようにした。(15)の再掲
- b. 先生は太郎に楽譜を読めるようにさせた。
- (22) a. 医者は太郎が煙草を吸わないようにした。(16)の再掲
- b. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせた。
- (23) a. 太郎は花子が料理を作るようにした。(17)の再掲
- b. 太郎は花子に料理を作るようにさせた。
- (24) a. 界面活性剤とは、油が水に溶けるようにするものである。(18)の再掲
- b. ? 界面活性剤とは、油を水に溶けるようにさせるものである。

(21)～(24)では、主文の述語の時制が「ようにした」「ようにさせた」のように過去形になっており、主文の事態「先生が～ようにした/ようにさせた」「医者が～ようにした/ようにさせた」「太郎が～ようにした/ようにさせた」などは、すでに行われていることを表している。しかし、(21)～(24)は、他動化・使役化の結果である「太郎は楽譜が読める」「太郎は煙草を吸わない」「花子が料理を作る」「油が水に溶ける」という事態が実現していることまでは表していないと考えられる。つまり、(21)～(24)の文は、主文主語の働きかけはすでに行われているが、働きかけの結果である補文主語の状態変化は未実現のままであることを表すのである。それは、「ようにする」「ようにさせる」構文が働きかけの結果を含意しないことから確認することができる。一般に次の(25)のように使役構文「動詞十(さ)せる」は、結果事態を否定すると文が不自然になってしまうことから、高い結果実現度を示す形式であると指摘されている。ところが、「動詞十(さ)せる」構文とは対照的に次の(26)の「ようにする」「ようにさせる」構文は、結果

事態を否定しても文が自然に成立することから、「ようにする」「ようにさせる」構文は働きかけの結果を必ずしも含意する形式ではないことが分かる。「ようにする」「ようにさせる」構文が働きかけの結果を含意しないということは、結果が未実現であるということでもあるのである。

- (25) a. ??先生は太郎に楽譜を読ませたが、太郎は読まなかった。
b. ??太郎は花子に料理を作らせたが、花子は作らなかった。
- (26) a. ?先生は太郎が楽譜を読めるようにしたが、太郎は読めなかった。³⁾
b. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせたが、太郎は吸った。
c. 太郎は花子が料理を作るようにしたが、花子は作らなかった。
d. 油が水に溶けるようにしたが、油は水に溶けなかった。

このような「未実現の結果」という意味の特徴は、どこから生じるのだろうか。それは、「ようにする」「ようにさせる」構文の補文の述語が常に現在時制で現れることに基因すると考えられる。他動詞構文や使役構文において、働きかけの結果が働きかけより後に起こるのは当然のことであるが、「動詞十(さ)せる」構文のように働きかけの結果(被使役事態)に時制形式がない場合は違って、働きかけの結果(被使役事態)が現在時制で現れる「ようにする」「ようにさせる」構文では、使役事態と被使役事態との時間的な差が明確に示されることになる。したがって、働きかけの結果は相対的に未来の出来事となり、未来の出来事とは、未実現のものでもあるわけである。この「未実現の結果」を引き起こすということから、「ようにする」「ようにさせる」構文が表す他動化・使役化の結果とは、厳密に言えば、結果ではなく結果指向といえる。

3.3. 時間副詞句の解釈

「ようにする」「ようにさせる」構文は「未実現の状態変化(結果)」を表すという意味の特徴を持つと述べたが、本節では「ようにする」「ようにさせる」構文と時間副詞句の解釈の問題を通して、この意味の特徴を検証してみることにする。

使役文における時間副詞句の解釈としては、次の3つの可能性が考えられる。

- ①主文と補文両方にかかる
- ②主文にのみかかる
- ③補文にのみかかる

しかし、「動詞十(さ)せる」構文には、①と③の解釈しか存在しないことが Shibatani (1976) で指摘されている。

- (27) 太郎は6時に次郎を起きさせた。

例えば、(27)における時間副詞句「6時に」の解釈には、次の二通りが可能である。

①主文と補文の両方にかかる解釈；

「6時に」が「太郎」の使役行為が行われた時点と「次郎」が起きた時点を指す。

③補文にのみかかる解釈；

「6時に」が「次郎」が起きた時点のみを指し、「太郎」の使役行為は6時以前に行われている。

残りの②の解釈、すなわち「6時に」が「太郎」の使役行為が行われた時点のみを指し、「次郎」が実際起きたのは6時以降であるという解釈は不可能である。(27)が持つ二つの解釈は「6時に」が補文の位置に現れても同様に発生する。

それでは、「ようにする」「ようにさせる」構文ではどうだろうか。まず、「6時に」が補文の位置に現れる場合を見てみる。

(28) a. 太郎は次郎が**6時**に起きるようにした。

b. 太郎は次郎に**6時**に起きるようにさせた。

(28)では、③の補文にのみかかる解釈だけが可能である。つまり、「6時に」は「次郎」が起きる時点を指し、「太郎」の使役行為は6時以前に行われているという解釈である。次は、「6時に」が主文の位置に現れる場合を見てみる。

(29) a. 太郎は**6時**に次郎が起きるようにした。

b. 太郎は**6時**に次郎に起きるようにさせた。

(29)では、②と③の二つの解釈が可能である。

②主文にのみかかる解釈；(29b)では、若干難しい。

「6時に」は「太郎」の使役行為が行われた時点を指し、「次郎」が起きるのは6時以降である。

③補文にのみかかる解釈；

「6時に」は「次郎」が起きる時点を指し、「太郎」の使役行為は6時以前に行われている。

③の補文にのみかかる解釈は、「動詞＋(さ)せる」構文と同様に「ようにする」「ようにさせる」構文でも可能である。ここで、注目すべき点は、「ようにする」「ようにさせる」構文においては、「動詞＋(さ)せる」構文で可能であった①の主文と補文の両方にかかる解釈がなぜ不可能なのかという点と、「動詞＋(さ)せる」構文では不可能で

あった②の主文にのみかかる解釈がなぜ可能なのかという点である。これらの特徴は「ようにする」「ようにさせる」構文の構文的特徴と意味的特徴から説明できると考えられる。

まず、①の主文と補文の両方にかかる解釈が不可能である点に関して検討してみる。先に「ようにする」「ようにさせる」構文では、補文の述語が現在時制で現れるため、主文の事態と補文の事態の間には明白な時間的な差が存在すると述べた。しかも、(28)や(29)では主文の述語は「ようにした」「ようにさせた」のように過去形になっており、主文の事態と補文の事態との時間的な差は明らかである。したがって、(28)や(29)では「6時に」が同時に主文と補文の両方にかかる解釈は不可能なわけである。

次に、②の主文にのみかかる解釈が可能である点に関して考えてみる。これは、「ようにする」「ようにさせる」構文が働きかけの結果を含意しない、すなわち、未実現の結果を表すという意味的特徴を持つことから説明できる。つまり、「ようにする」「ようにさせる」構文は、働きかけの結果の実現を含意しないため、6時に働きかけが行われたとしても、働きかけの結果は実現しなくてもいいわけで、「6時に」は働きかけを表す主文にのみかかることが可能になるわけである。⁴⁾ それに対して、「動詞十(さ)せる」構文は被使役事態の実現を含意しているため、主文の使役行為が行われたということは必ず働きかけの結果である補文の事態が実現されることをも保証しなければならない。したがって、「6時に」という副詞句が主文にのみかかることは不可能であると考えられる。

以上、「ようにする」「ようにさせる」構文は「未実現の状態変化」を表すという意味的特徴を持つことを述べた。「ようにする」「ようにさせる」構文のこのような意味的特徴からすると、先行研究であげている「ようにする」構文の意味も自然に説明されるものと考えられる。例えば、小出(1994)では「ようにする」の意味的特徴の一つとして、被使役事態の実現が可能になるような環境整備を表現するという「間接性・条件整備性」をあげている。

- (30) a. (Xが) 太郎が部屋に入るようにする。(括弧内は筆者によるもの)
b. (Xが) 降った雨が、池に流れ込むようにした。小出(1994)

(30a)は「太郎が部屋に入るようにする」方法がどのようなものかに関しては、明確ではなく、(30b)は「降った雨」そのものに働きかけるのではなく、「雨が池に流れこむ」ための環境作りをして、「池に流れこむ」ことの実現を図るものであると説明している。小出(1994)であげている条件整備性というのは、ある事態がまだ実現していない段階において、その事態を実現させるべく行う行為であるため、本稿で論じている「未実現の状態変化(結果)」という観点からすれば、当然生じてくる語用論的解釈であると考えられる。つまり、「間接性・条件整備性」は「ようにする」構文が常に持つ意味ではなく、補文主語の状態変化を現実世界との関係から捉えることによって生じる語用論的な

解釈なのである。

3.4. 補文の制約

「ようにする」「ようにさせる」構文には、補文に次の(31)のように述語が形容詞・形容動詞、「名詞＋だ」で構成される状態述語文はくることができないという制約がある。⁵⁾

- (31) a. *太郎は部屋が明るいようにした。
a'! *太郎は部屋を明るいようにさせた。
b. *太郎は花子が不安なようにした。
b'! *太郎は花子を不安なようにさせた。
c. *彼女は息子を医者のようにした。
c'! *彼女は息子を医者のようにさせた。

このような補文の制約に関して、本稿では、「ようにする」「ようにさせる」の「ように」の意味から説明することを試みる。永野(1969)では、「ように」の最も抽象的な意味は「……の状態である」「……と同じ様子である」と述べているが、このような「ように」の意味が補文の制約と関係しているのではないだろうか。つまり、すでに状態を表す状態述語文は状態の意味を持つ「ように」とは相容れないのではないかということである。

しかし、先に見たように、述語が「可能動詞」「動詞＋ない」などの場合は状態を表しているにもかかわらず、「ようにする」「ようにさせる」構文が成立する。すると、補文が状態を表す場合状態を表す「ように」とは相容れないため、成立しないとした説明とは矛盾してしまうことになる。この問題に関しては、現段階では明確な説明を提示することはできないが、少なくとも次のような可能性は排除できないと考えられる。つまり、形容詞・形容動詞、「名詞＋だ」が表す状態と、「可能動詞」「動詞＋ない」が表す状態を同一視することはできないということである。なぜなら、後者は動詞に「ない」が後続することによって状態性を帯びるようになったとはいえ、動詞が持つ動作性というのが完全に消えるわけではないように思われるからである。そして、このような動作性が「ようにする」「ようにさせる」構文を成立させる要因になっているのではないだろうか。

4. おわりに

以上、本稿では、「ようにする」を他動化形式として、「ようにさせる」を使役化形式として規定し、その構文的特徴と意味的特徴について考察を行った。構文的特徴に関しては、「ようになる」と「ようにする」が自他関係に、「ようになる」と「ようにさせる」が使役関係にあることを述べた。そして、意味的特徴に関しては「ようにする」「ようにさせる」の補文は、他動化・使役化の結果を表しており、その結果というのは、具体的

に例えば、補文主語の状態変化であることを述べた。さらに、その補文主語の状態変化は、未実現の結果（結果指向）であることを指摘し、そのような意味的特徴は、「ようにする」「ようにさせる」構文の補文の述語が現在時制で現れるという構文的特徴に起因すると説明した。最後に、「ようにする」「ようにさせる」構文が持つ補文の制約について、「ように」の意味から説明を試みた。

【注】

- 1) (3b)、(3c)の「～くする」「～くさせる」構文に関しては、金（2001）を参照。なお、本稿で他動詞構文と呼んでいる「ようにする」構文は、語彙的使役という観点からすれば、語彙的使役構文とも捉えられるので、標題では「使役を表す」としている。
- 2) 「ようになる」「ようにする」「ようにさせる」には次のような自他と使役の関係が成立する。
 - (1) a. 太郎が煙草を吸わない。
b. 太郎が煙草を吸わないようになる。（自）
→ b'. 医者は太郎に煙草を吸わないようにさせる。（使役）
c. 医者は太郎が煙草を吸わないようにする。（他）
→ c'. 私は医者に太郎が煙草を吸わないようにさせる。（使役）(1a)は(1b)のように自動詞文に転換する。そして、(1b)を他動化するすると(1c)になり、使役化すると(1b')になる。さらに、他動詞文(1c)を使役化すると(1c')になる。本稿では、他動詞文と自動詞文の使役文の対立、すなわち、(1c)の「ようにする」と(1b')の「ようにさせる」を考察の対象にし、他動詞文の使役文(1c')の「ようにさせる」は議論の対象から外すことにする。なお、(1b)に対応する使役文(1b')と(1c)に対応する使役文(1c')の述語が「ようにさせる」で同じ形態になっているが、それは「ようになる」の使役形が形態的には「ようにならせる」になるはずであるが、その使用例が見られず、その補充形として「ようにさせる」が用いられているためである。
- 3) 補文が可能表現の場合は結果事態を否定しにくい場合がある。特に能力可能を表す場合はなおさらであるが、これは一旦習得した性質を否定するのは難しいという事情が絡んでいると考えられる。
- 4) 小出（1994）では「ようにする」がその意味的特徴の一つとして計画性を持つため、「犯人は、2時間後に爆弾が爆発するようにした」において、「2時間後に」という時間副詞句は補文にのみかかる解釈しかできないとしている。しかし、それは「2時間後に」における「後」のreference time（基準時）が使役行為が行われる時点となり、「2時間後に」という副詞句が補文の事態が行われる時点を指すことになるだけであり、「ようにする」が計画性を表すからではないと考えられる。
- 5) (31c)、(31c')は「ように」を「息子が医者ようだ」における「ようだ」の連用形として捉えるなら、成立するが、これは別の構文になってしまう。つまり、ここで「ように」は「ようにする」の「ように」ではなく、「彼女は【息子が医者ようだ（に）】する」、すなわち「～く（に）する」構文の補文の述語の連用形なのである。

【参考文献】

- 石川 守(1988)「目的の「ために」と「ように」、及び既定条件の「たら」、と「て」における自己の意志の問題」『語学研究』54 pp.11-30 拓殖大学語学研究所
- 井上和子(1976)『変形文法と日本語上・下』大修館書店
- 金 薫成(2001)「動詞なくする／なくさせる」について一動詞の意志性を中心に」『筑波大学東西言語文化の類型論特別プロジェクト研究成果報告書 平成12年度 IV』pp. 291-303 筑波大学東西言語文化の類型論特別プロジェクト研究組織
- 小出慶一(1994)「ヨウニスル形の使役性」『群馬県立女子大学紀要』15 pp.129-140 群馬県立女子大学
- 定延利之(1991)「SASEと間接性」仁田義雄編『日本語のヴォイスと他動性』pp.123-147 くろしお出版

Shibatani, Masayoshi(1976) "Causativization." M. Shibatani (ed.) *Syntax and Semantics 5*, pp.239-294. Academic Press.

柴谷方良(1978)『日本語の分析』大修館書店

渋谷勝己(1993)「日本語可能表現の諸相と発展」大阪大学文学部紀要 33-1 大阪大学文学部

寺村秀夫(1982)『日本語のシンタクスと意味Ⅰ』くろしお出版

永野 賢(1969)「ようだー比況<現代語>」松村明編『古典語現代語助詞・助動詞詳説』pp.312-318
学燈社

前田直子(1993)「『目的』を表す従属節「～するように」の意味・用法一様態用法から結果目的用法へ」
『日本語教育』79 pp.102-113 日本語教育学会

【例文出典】

CD-ROM 新潮文庫の100冊(1995)

『沈黙』—遠藤周作 『山本五十六』—阿川弘之

Digital News Archives for Library (朝日新聞 2002.1.11)

【付記】

本稿執筆にあたり、筑波大学現代語・現代文化学系の準研究員である宮田明子氏との議論において有益な意見をいただいたことに感謝したい。

(キム ヒソン 筑波大学大学院博士課程 文芸・言語研究科 応用言語学)